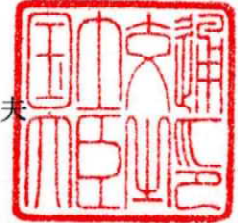


行政文書不開示決定通知書

殿

国土交通大臣 齊藤 鉄夫



令和 4 年 5 月 20 日付けで請求され、同日付けで受け付けた行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成 11 年法律第 42 号)第 9 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

記

1 不開示決定した行政文書の名称

請求文書名：

・東京新聞 TOKYO Web (22 年 5 月 19 日) によれば(下記 URL 参照)、<18 日に開かれた「羽田低空飛行見直しのための議員連盟」の会合で、車輪を出す際に機体から氷塊が落ちるケースがあると指摘され、担当者が調査する意向を示したが、その後、省内で検討し「航空機から落下した可能性は極めて低いので調査は必要ないと判断した」>とあります。

<https://www.tokyo-np.co.jp/article/178361>

「その後、省内で検討し(略)調査は必要ないと判断した」内容が分かる、メモなどを含む一切の文書

2 不開示とした理由

当該請求に係る行政文書は、作成・取得をしておらず不存在。

※この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、国土交通大臣に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)

※また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和 37 年法律第 139 号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、決定の日から 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

**【問い合わせ先】**

国土交通省 航空局 航空ネットワーク部 首都圏空港課  
大臣官房総務課 公文書監理・情報公開室

〒100-8918

東京都千代田区霞が関2-1-3

TEL : 03-5253-8111 (代表)